

三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定及び推進するに当たり、専門的見地から意見を聴取するとともに、幅広い意見を反映するため、三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 企画部長
- (2) 産業関係者、行政関係者、教育関係者、金融関係者、労働団体関係者、報道関係者、士業関係者等のうちから市長が委嘱する者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じ、市長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 市長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画部企画経営課において行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。